

先日、共済組合から「被扶養者資格取消後の療養費の返還」について通知が届きましたが、これはどういふものなのでしょう。

資格取消し後受診と医療費の返還について

A 被扶養者が、収入額の増加などで資格を取り消された場合、「保険証」（共済組合では組合員証）で病院にかかることができなくなります。

しかし、資格取消しの手続中であつたり、かかりつけの病院の診察券をそのまま使用したような場合には、取消日以降でも旧の資格で病院にかかってしまうことがあります。

このようなときには、共済組合は、組合員から、本人負担分を除く医療費を返還していただきます。

なお、現在の日本では、国民皆保険といふことになっていますので、生活保護の受給者などの一部を除く国民は必ずどこかの保険制度の被保険者（共済組合では組合員）か被保険者の被扶養者にならなくてはなりません。ですから、共済組合で資格を取消された後に新たに加入した保険者に対し、共済組合に返還した医療費相当額を請求することができます。

